

## 研究ノート

# 補助金及び相殺措置に関する協定の下での 政府の政策裁量の余地

村上悠平\*

- I はじめに
- II 補助金の定義における利益の存在要件
- III 利益の存在認定における比較の基準に関するパネルおよび上級委員会の判断
- IV パネルおよび上級委員会による協定解釈および適用の意義
- V おわりに

## I はじめに

地球規模での気候変動に対処するため、また、国内でのエネルギーの安定供給を確保し、それに関連した雇用を生み出すため、各国は競って再生可能エネルギー促進政策を実施している。他方で、そのような政府の市場介入が貿易を歪曲するとして世界貿易機関（以下、WTO と呼ぶ。）に紛争が付託される、または促進政策の恩恵を受ける輸入品に対して対抗的な関税を課す例が増えてきている。有限な天然資源を保全するための措置の通商規則違反が争われること自体は新しい現象ではなく、1990年代には先進国が途上国の環境破壊的行為を是正するためにとった貿易制限措置の貿易と関税に関する一般協定（以下、GATT と呼ぶ。）適合性が争われ、大きな注目を集めた。他方で、現在の紛争に特徴的なことは、先進国と途上国が、南北の壁を越えて、「緑の産業政策」を推進する一方

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第14巻第1号 2015年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

で、互いにそれを通商規則、とりわけ、WTO 協定附属書の一部である補助金及び相殺措置に関する協定（以下、SCM 協定と呼ぶ。）に依拠して争い合うという構造が存在することである。Wu と Salzman はこれを「次世代型（Next Generation）」の貿易と環境紛争と呼ぶ<sup>1)</sup>。WTO の下で、またはその加盟国の行政手続きの下で争われる「次世代型」紛争を含む産業政策をめぐる紛争は、近年、ますます激しさを増しているといえる<sup>2)</sup>。この種の紛争は環境の保護という正統な目的に基づく政府の市場介入を WTO の下でいかに規律するかという困難な問題を生じさせるが、本稿ではそのような問題を検討するための前提として、SCM 協定をとり上げ、同協定の規律に服する政府の措置の範囲（補助金の定義の問題）およびそれを画する際に政府の政策裁量がいかに尊重されるかという問題に焦点を当てて検討する。

## II 補助金の定義における利益の存在要件

SCM 協定上、WTO 加盟国の政府または公的機関による措置は、①資金面での貢献（financial contribution）<sup>3)</sup>または所得もしくは価格の支持に該当し、②利

---

1) M. Wu and J. Salzman, “The Next Generation of Trade and Environment Conflicts: The Rise of Green Industrial Policy”, *Northwestern University Law Review*, Vol. 108 (2014), p. 405.

2) 例えば、この5年程度の間で資源・エネルギー分野における国家の政策がWTOの紛争解決手続きに付託された例として、中国が天然資源の保全のためいくつかの鉱物資源に輸出制限を行ったことが問題となった *China-Raw Material* 事件（DS394, 395, 398, US, EC, Mexico）、中国が輸入産品よりも国内産品を使用することを条件に、国内の風力発電設備生産者に、資金提供等を行ったことが問題とされた *China-Measures concerning Wind Equipment* 事件（DS419, US）、EU およびその加盟国がとった再生可能資源からのエネルギーの使用を促進する措置や温室効果ガスを削減するためのメカニズムを導入するための措置が問題とされた *European Union and Certain Member States-Certain Measures on the Importation and Marketing of Biodiesel and Measures Supporting the Biodiesel Industry* 事件（DS459, Argentina）などがある。国内の行政手続きのレベルでは、2012年に米国が中国産のソーラーパネルに対して最大250パーセントのアンチ・ダンピング税を課したことに対抗して、中国は米国の6つのクリーンエネルギー・プロジェクトを調査し、米国の国際通商法違反を認めたことを発表した例がある。J. T. Areddy and W. Ma, *Beijing Flares Up at U.S. on Solar Tariff*, *Wall St. J.*, May 25, 2012, available at <http://www.wsj.com/articles/SB10001424052702304840904577423493323658870>.

益をもたらす場合に、補助金とみなされる。ただし、SCM 協定は補助金の定義に合致する措置をすべて禁止しているわけではない。それは、第2条1項の意味における特定性を有し、かつ第5条に規定される悪影響を他の加盟国に与える場合にのみ、協議の要請および WTO 紛争解決手続きへの付託（第3部）または相殺関税の賦課（第5部）というかたちで対抗可能（actionable）である。他方で、より貿易歪曲効果が大きいとみなされる輸出補助金および輸入品よりも国産品を優先して使用することに基づいて交付される補助金は、特定性が推定され、他の加盟国に悪影響を与えるか否かを問わず、禁止される<sup>4)</sup>。

本研究ノートでは、主として、資金面での貢献とともに、SCM 協定上補助金の定義を構成する要素である利益の存在要件について検討する。SCM 協定第1条1項の柱書は、「この協定の適用上、次の(a)の(1)又は(2)（筆者注：資金面での貢献または所得もしくは価格の支持）のいずれか及び(b)の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するものとみなす。」と規定し、(b)は単に、「(a)の(1)又は(2)の措置によって利益がもたらされること」と規定する。この利益の存在の認定にあたっては、検討の対象は、政府から資金面での貢献の受け手に移る。利益は「抽象的には存在しえず、受益者または受け手によって受領され、享受されなくてはならない」<sup>5)</sup>。したがって、第一に、「政府への費用（“cost to government”）」は、利益の存在の認定のための必要条件でも十分条件でもない。利益という用語の通常の意味は、「政府への費用」という概念を含まない<sup>6)</sup> ことに加え、SCM 協

3) SCM 協定第1条1項(a)(1)は、次の4つのタイプの資金面での貢献を掲げる。(i)政府が資金の直接的な移転を伴う措置（例えば、贈与、貸付け及び出資）、資金の直接的な移転の可能性を伴う措置又は債務を伴う措置（例えば、債務保証）をとること、(ii)政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと（例えば、税額控除等の財政による奨励）、(iii)政府が一般的な社会資本以外の物品若しくは役務を提供し又は物品を購入すること、(iv)政府が資金調達機関に支払を行うこと、又は政府が民間団体に対し、通常政府に属する任務であって(i)から(iii)までに規定するものの一若しくは二以上を遂行すること若しくは政府が通常とる措置と実質上異なるものをとることを委託し若しくは指示すること。このリストは、資金面での貢献とみなされる政府行為の類型を網羅（exhaust）している。Appellate Body Report, *United States-Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft (Second Complaint)*, WT/DS353/AB/R, adopted 23 March 2012, para. 613.

4) Article 3 of the SCM Agreement.

5) Appellate Body Report, *Canada-Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft*, WT/DS70/AB/R, adopted 20 August 1999, para. 154.

定第1条1項(a)(iv)の提供する文脈に照らしても、このことが確認できる。つまり、同号が想定する状況においては、純費用は政府によってではなく「委託または指示」を受ける民間団体によって負担されるのであるから、利益には「政府への費用」が伴うと解することは、同号の下での資金面での貢献の成立を事実上不可能にするという点で、同号を無意味にするであろう<sup>7)</sup>。他方で、「政府の費用」が認められれば、SCM協定第1条1項(b)の意味での利益の存在が認定されるというアプローチも、上級委員会によって否定された。*EC-Large Civil Aircraft* 事件において、パネルは、政府によるインフラ投資に係る費用が当該投資からの収益を上回っていることを理由に、Airbus社に対する利益の存在が認められるとした<sup>8)</sup>が、この判断は供給者側の要因、つまり「政府への費用」のみに依拠していること、市場での価格は需要者側の要因も考慮して決定されることを理由に、上級委員会によって覆された<sup>9)</sup>。

第二に、資金面での貢献がその受け手を、当該資金面での貢献がなかった場合と比較して「より優位に (better off)」しなければ、利益が存在するとはいえない<sup>10)</sup>。つまり、SCM協定の下での補助金の定義要素のうち、利益の存在の認定には、ある種の比較がともなう。この点、国際的な補助金規律の形成に大きな影響を与えてきた米国法<sup>11)</sup>の下ではかつて、市場におけるよりも有利な条件で奨励がなされた場合に利益ありとみなすアプローチと、他者よりも有利な条件で奨励がなされた場合に利益ありとみなすアプローチとが併存していた<sup>12)</sup>。しかし、

---

6) Panel Report, *Canada-Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft*, WT/DS70/R, adopted 14 April 1999, para. 9. 112.

7) *Ibid.*, para. 9. 115.

8) Panel Report, *European Communities and Certain Member States-Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft*, WT/DS316/R, adopted 30 June 2010, paras. 7. 1096, 7. 1133 and 7. 1190.

9) Appellate Body Report, *European Communities and Certain Member States-Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft*, WT/DS316/AB/R, adopted 18 May 2011, paras. 982 and 983.

10) Appellate Body Report, *Canada-Aircraft*, *supra* note 5, para. 157.

11) 米国法の解釈および実行と国際的な補助金規律の間の相互作用については、東條吉純「相殺関税制度における対象補助金概念の範囲(上)(下)」『立教法学』49号(1998年)、52号(1999年)を参照。

1984年の相殺関税調査において市場における取引が比較の基準として明確に採用されて以来<sup>13)</sup>、後者のアプローチは米国法から姿を消すこととなった<sup>14)</sup>。

SCM協定第1条1項(b)には、利益の存在の認定方法に関する規定は存在しないが、その解釈に関する文脈を提供する同協定第14条は、相殺関税調査において補助金による利益を算定するための方法に関するガイドラインを個々の資金面での貢献ごとに定めている<sup>15)16)</sup>。そこで採用されている比較の基準は、すべて市場での取引を前提としているといえる<sup>17)</sup>。例えば、政府による貸付けによる利益の存在を認定するための比較の基準は、その受け手が「市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額」であり、政府による物品の購入による利益の存在を認定するための比較の基準は、市場の一般状況に照らして決定される妥当な対価（価格）である。それでは、SCM協定上、資金面での貢献の受け手に生じる利益は市場での取引を基準として認定および算定されるとして、ここではどのような性質の市場が想定されているだろうか。この点、例えば、政府がある市場において唯一の物品の提供者であり、価格の決定に関して支配的地位を有している場合、この市場での取引における価格を比較の基準とすることには疑問が呈されるだろう。

---

12) W. Zheng, “The Pitfalls of the (Perfect) Market Benchmark: the Case of Countervailing Duty Law”, *Minnesota Journal of International Law*, Vol. 19 (2010), pp. 10-12.

13) 米国商務省は、次のように述べた上で、非市場経済国においては補助金を見出すことはできないと結論した。「政府介入がない状態では、市場経済は、需要と供給の相互作用を通じて決定される柔軟な価格によって特徴づけられる。このような価格に対応して、資源はそのもっとも有益かつ有効な使用へと向けられる。純粋な市場経済において補助金を特定するために、われわれは政府行為がなかったならばある企業またはセクターが受けていたであろう待遇を調査する。奨励金または贈与 (bounty or grant) がない状況において、企業は市場によって決定される投入財の費用を負い、市場によって決定される生産品の価格を受けるだろう。当該企業が受ける補助金は、特別な待遇と市場における待遇の間の差となるだろう。 (下線は筆者による)」Carbon Steel Wire from Poland: Final Negative Countervailing Duty Determination, 49 Fed. Reg. 19374 (Department of Commerce, May 7, 1984).

14) Zheng, *supra* note 12, pp. 18-19.

### Ⅲ 利益の存在認定における 比較の基準に関するパネルおよび上級委員会の判断

以下では、利益の存在の認定における比較の基準の決定に関する WTO 紛争解決パネルおよび上級委員会（以下、それぞれ、パネル、上級委員会と呼ぶ。）によるこれまでの判断を通じて、SCM 協定の下では、資金面での貢献を構成する政府の措置がどのような性質の市場を基礎に評価されるのか検討する。この点、*Canada-Renewable Energy/Feed-in Tariff Program* 事件における上級委員会は、

- 
- 15) 第14条は、利益の算定方法は次の指針に適合することを要求している。「(a)政府による出資は、その投資の決定が当該加盟国の領域内の民間投資者の投資に関する通常の慣行（危険資本の提供に関するものを含む）と適合しないものとみなすことができない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。(b)政府による貸付けは、当該貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と、当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、これらの二の額の差額とする。(c)政府による債務保証は、当該債務保証を受けている企業が政府によって保証されている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、手数料の差を調整した後のこれらの二の額の差額とする。(d)政府による物品若しくは役務の提供又は物品の購入は、当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われるものでない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる国における関係する物品又は役務についての市場の一般的状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む）との関連において決定される。（下線は筆者による）」他方で、政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しない場合にも、補助金の定義に合致するためには、利益の存在が認められなくてはならないものの、実質的な分析は要求されない。例えば、税の免除などは本質的に政府からの賜物（gift）、つまり、義務の免除であり、市場がそのような賜物を与えないことは明白であるからである。Panel Report, *United States-Measures Affecting Trade in Large Civil Aircraft (Second Complaint)*, WT/DS353/R, adopted 12 March, 2012 para. 7. 170.
- 16) 第14条の草案には、市場における取引とは異なる比較の基準を規定する次の項目が含まれていたが、最終的にこれは削除された。「(e)政府が問題となっている財又はサービスの唯一の提供者若しくは購入者である場合には、政府が当該財又はサービスの使用者若しくは提供者の間で差別をしない限り、当該財又はサービスの提供若しくは購入は、利益を与えるものとみなされない。（下線は筆者による）」Draft Text on Subsidies and Countervailing Measures, MTN.GNG/NG10/23 (Nov. 7, 1990).
- 17) Appellate Body Report, *Canada-Aircraft*, *supra* note 5, para. 158.

比較の基準が見出されるべき市場の範囲の画定に関して、注目すべき判断を与えた。この判断の意義を分析するために、まずは、関連する事例を紹介する。

### 1 *US-Softwood Lumber IV* 事件

本件は、カナダ産の軟材に対して米国商務省が行った相殺関税決定に関して、カナダがその SCM 協定との整合性を争ったものである。カナダにおいては、大部分の立木は州政府によって所有されており、州政府は当該立木の伐採権を一定の使用料を支払う軟材生産者に提供していた。カナダがパネルに行った申立ての一つは、カナダにおいて伐採権に関して支払われた価格と米国における伐採権価格とを比較することで、カナダの伐採権プログラムに関する利益の存在を認定した米国商務省の決定が、SCM 協定第 1 条および同協定第 14 条(d)に反するというものだった。

本件における米国の基本的立場は、政府による資金面での貢献から生じる利益は商業的市場における取引との比較によって決定され、この比較のために用いられる市場は必然的に、政府の介入によって歪曲されないものでなくてはならないというものだった。特に米国が重視した事実は、カナダ政府による伐採権の販売は市場全体の取引の 83~98 パーセントを占めているということだった。このことから米国は、民間事業者による伐採権の販売価格が政府の提供する伐採権の価格の影響を受けないと結論することは合理的ではないとした。米国は SCM 協定第 14 条(d)が「対価の妥当性」を決定するために使用されるデータについては規定していないとした上で、比較の基準として、カナダの軟材生産者にも利用可能な、米国北部における立木の価格を用いるという決定を正当化しようとした<sup>18)</sup>。

本件におけるパネルは、当該問題に関して、SCM 協定第 14 条(d)を文言どおりに解釈し、「提供が行われる国における市場の一般的状況 (prevailing market conditions in the country of provision)」が、政府が受ける対価の妥当性を判断するために用いられる比較のための基礎であるとした<sup>19)</sup>。パネルはさらに、価

---

18) Panel Report, *United States-Final Countervailing Duty Determination with respect to Certain Softwood Lumber from Canada*, WT/DS257/R, adopted 29 August 2003, paras. 7.38-7.42.

格が需要と供給の原則にしたがい独立した当事者によって決定される限りで、供給または需要が市場における政府の存在によって影響を受けるとしても、SCM協定第14条(d)の意味における「市場」が存在するとした<sup>20)</sup>。そして本件では、米国商務省がカナダに私的伐採権市場が存在すると認識していた事実に照らし、パネルは、カナダにおける私的価格が歪曲されていることを理由とした米国における価格への依拠を同号違反と結論した<sup>21)</sup>。

上のパネルの結論に対する米国による上訴を受け、上級委員会は、物品の提供が妥当な対価よりも少ない額の対価と引き換えに行われたか否かを決定するに当たり、提供が行われる国における私的価格以外の比較の基準を利用できるか、これに肯定的に答えられる場合、①代替的な比較の基準の利用を可能とする具体的状況は何か、②当該状況が存在するとして、加盟国の調査当局は具体的にいかなる代替的な比較の基準を用いることができるか、という形で問題設定を行った<sup>22)</sup>。上級委員会はまず、SCM協定第14条(d)の文言上の解釈を行い、「対価の妥当性は、(中略)市場の一般的状況との関連において決定される」というときの「関連において (in relation to)」は「関して (“as regards” and “with respect to”)」に近い意味を持っており、パネルの示唆するような厳格な「比較」を表現せず、より広い意味での「関連、繋がり、参照 (relation, connection, reference)」を表しているとした。そして、提供が行われる国における私的価格以外の比較の基準が、当該国における市場の一般的状況と関連性を有しているか、またはそれを参照しているならば、利益の存在の認定の際にそれを利用する可能性は排除されないと上級委員会は結論した<sup>23)</sup>。

SCM協定第14条(d)の下で代替的な比較の基準の利用を可能とする具体的状況に関し、上級委員会は、「政府が特定の物品の提供者として市場で支配的な (predominant) 役割を果たしているために、私的供給者が政府の提供する物品の価

---

19) *Ibid.*, para. 7. 48.

20) *Ibid.*, para. 7. 60.

21) *Ibid.*, para. 7. 64.

22) Appellate Body Report, *United States-Final Countervailing Duty Determination with respect to Certain Softwood Lumber from Canada*, WT/DS257/AB/R, adopted on 19 January 2004, para. 82.

格に自らの価格を合わせる場合、つまり、政府が実際に『価格設定者 (price-setter)』として行動しており、私的供給者が『価格需要者 (price-taker)』である場合<sup>24)</sup>をあげた。しかし、同号の下で代替的な比較の基準に依拠できる可能性は非常に限られていると上級委員会は強調した上で、政府が物品の重要な (significant) 提供者であるという事実それ自体からは、すべての価格が歪曲されているということとはできないとした<sup>25)</sup>。

上のような具体的状況が存在する場合に利用することのできる代替的な比較の基準に関しては、上級委員会は、世界市場で見積もられる同様の物品の価格を考慮に入れたもの、または生産費用に基づくものが含まれうるとしたが、本件の文脈から離れて抽象的に判断することは避けた<sup>26)</sup>。本件においては、パネルによる事実認定および争いのない事実が十分に存在しないために、上級委員会は米国北部の私的伐採権価格が SCM 協定第 14 条(b)の下で許容される代替的な比較の基準であるか否かについては結論しなかった<sup>27)</sup>。

## 2 US-Anti-dumping and Countervailing Duties (China) 事件

本件では、中国産の溶接鋼管、オフロードタイヤ、薄肉角形鋼管およびラミネート加工済織袋に関する米国当局による相殺関税調査における最終決定が争われた<sup>28)</sup>。利益の存在の認定に関する SCM 協定上の要件については、市場における政府の支配的な役割「それ自体 (per se)」が国内市場における取引価格以外の代替的な比較の基準の利用を可能とするのに十分であるか、それとも、加えて、価格が実際に歪曲されていることを証明する必要があるかが本件での論点の一つ

---

23) *Ibid.* para. 89. なお、この結論は SCM 協定の趣旨および目的に照らして正当化された。つまり、SCM 協定の趣旨および目的は、補助金と相殺関税の利用を規律することにあるが、同時に、補助金付きの輸入品によって損害を受けた国内産業が存在する加盟国にそのような相殺措置を認めることを含んでいる。もしパネルのアプローチの下では起こりうるように、利益の算定が人為的に低い、またはゼロの結果を生じるならば、加盟国は協定で許されているように相殺関税を課すことによって完全に補助金の効果を相殺することができないだろう。*Ibid.*, para. 95.

24) *Ibid.*, para. 99.

25) *Ibid.*, para. 102.

26) *Ibid.*, para. 106.

27) *Ibid.*, para. 118.

となった。

SCM協定第14条(d)の下での代替的な比較の基準の利用に関して、上級委員会は *US-Softwood Lumber IV* 事件において「支配的であること (predominant)」と「重要であること (significant)」の2つの用語が異なる状況を指すものとして意図されていたと理解し、政府が「重要な」提供者であるという事実のみでは、価格が歪曲されているという判断を正当化できない一方で、政府が「支配的な」提供者である場合には、私的価格の歪曲が起こる十分な可能性がある (likely) とした<sup>29)</sup>。上級委員会は、同号の下で、政府が市場において「支配的な」役割を果たしている事実それ自体から価格が歪曲されていると結論することができるという解釈を明確に否定しつつも<sup>30)</sup>、「物品の提供者としての政府の役割が非常に支配的であるために、価格の歪曲が起こる可能性が十分にあり、その他の証拠が限定的な重要性しか持たない状況がある」<sup>31)</sup>とした。この解釈を本件の事実に適用し、上級委員会は、中国政府が熱延鋼板の生産において96.1パーセントの市場シェアを有しているという証拠、および市場に関する他の証拠の幾分大まかな (cursory) 検討に基づいて、中国国内の私的価格の利用を拒否できるとしたパネルの判断を支持した<sup>32)</sup>。

本件では、上記の論点に加えて、ある貸付けによる利益の存在を認定するために、SCM協定第14条(b)の下で、国内市場ではなく国外市場における貸付け（または貸付けにともなう利率）を比較の基準として用いることができるか否かが問

---

28) 本件の概要に関しては、伊藤一頼「米国——中国産品に対する確定アンチダンピング税・補助金相殺関税の賦課（パネル報告 WT/DS379/R、2010年10月22日加盟国配布）（上級委員会報告 WT/DS379/AB/R、2011年3月11日加盟国配布、2011年3月25日採択）」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』（経済産業省、2011年度）[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/wto/ds/panel/panelreport.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/ds/panel/panelreport.html)、および川島富士雄「中国による補助金供与の特徴と実務的課題——米中間紛争を素材に——」『RIETI Discussion Paper Series 11-J-067』（独立行政法人経済産業研究所、2011年）<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/11j067.html> を参照。

29) Appellate Body Report, *United States-Definitive Anti-Dumping and Countervailing Duties on Certain Products from China*, WT/DS379/AB/R, adopted 11 March 2011, para. 441.

30) *Ibid.*, para. 443.

31) *Ibid.*, para. 446.

32) *Ibid.*, paras. 454 and 456.

題となった。SCM 協定第 14 条(b)の下での比較の基準は、「市場で実際に受ける貸付け (loan which the firm could actually obtain on the market)」でなくてはならないとする一方で、上級委員会は、“could” という表現の使用が、第 14 条(b)の下で比較の基準となる貸付けは、すべての場合において市場に存在するまたは実際に受けることのできる (a loan that exists or that can *in fact* be obtained in the market) ものである必要はないということを示唆するとした<sup>33)</sup>。さらに、同協定第 14 条(b)と第 14 条(d)の間の異なる条文構成にもかかわらず、後者の下で、国外市場の価格を比較の基準として利用することを可能にする状況に関する *US-Softwood Lumber IV* 事件における推論は、等しく前者の下でも適用されると上級委員会は述べた<sup>34)</sup>。そして、上級委員会は、商業的な比較の基準が見いだせない場合に、問題となる国における利子率に代わる代替的な比較の基準の使用を許可する柔軟性を、同協定第 14 条(b)が有しているとしたパネルの結論を支持した<sup>35)</sup>。この解釈を本件の事実に適用するにあたり、上級委員会はまず、金融政策の実施に伴う政府の役割と、商業的貸付市場への政府介入から生じる市場の歪曲という区別を行った<sup>36)</sup>。そして、中国政府がその金融政策を実施するための役割を超えて、商業的貸付市場に参加および介入することによって、利子率に影響を与えることができ、実際に与えたという結論をいくつかの要素を総合して検討した結果導いたパネルの判断を、上級委員会は支持した<sup>37)</sup>。その結果、中国における利子率を比較の基準として拒否した米国商務省の決定を合理的かつ適切であるとしたパネルの結論が支持された<sup>38)</sup>。

なお、本件において、米国商務省は中国政府による熱延鋼板の提供による利益を世界市場価格に照らして<sup>39)</sup>、また、土地の使用権の提供をバンコクとタイの隣接地域における工業的財産の価格に照らして算定した。後者の決定に関して、

---

33) *Ibid.*, para. 480.

34) *Ibid.*, para. 489.

35) *Ibid.*, paras. 489 and 490.

36) *Ibid.*, para. 498.

37) *Ibid.*, paras. 498-508.

38) *Ibid.*, para. 509.

39) この決定自体は中国によって争われていない。

経済的および人口統計学的要素を考慮し、タイは「市場の一般的状況」という点において中国と同等であるとみなされた<sup>40)</sup>。これに対して、中国は、税制優遇策やインフラの質など、土地の価格に影響を与える要素は多くあるにもかかわらず、米国商務省はこれらの要素を考慮しようともせず、バンコクの土地価格と中国の土地価格を比較したこと、具体的には、タイの土地使用権に何らの調整も行わなかったことの SCM 協定第 14 条(d)違反を訴えた<sup>41)</sup>。パネルは、比較の基準の選択の究極的な目的は、当該比較の基準と関連市場の状況との間の同等性を確保することであるとしつつ、この同等性は使用される比較の基準の選択もしくは価格の調整、または選択と調整の組合せで実現できるとした<sup>42)</sup>。パネルは、米国商務省によって依拠されたタイの土地価格が、中国市場における歪曲がなければ存在したであろう土地権利価格の「完全な表現 (perfect picture)」とはならないであろうことを認識しつつも、中国は、要求される具体的な調整を米国が行わなかったことを立証しなかったと結論した<sup>43)</sup>。なお、このパネル判断は上級委員会の検討対象とはならなかった。

### 3 *Canada-Renewable Energy/Feed-in Tariff Program* 事件

本件は、EU と日本が、カナダのオンタリオ州における固定価格買取制度に関連する現地調達要件の SCM 協定、GATT および貿易に関連する投資措置に関する協定への適合性を争ったものである<sup>44)</sup>。この制度を通じて、特定の再生可能エネルギーを用いて発電を行う事業者は、オンタリオ電力庁 (OPA) との長期契約の下で、オンタリオの送電システムに届けられる電力につき、保証価格の支

---

40) Panel Report, *United States-Definitive Anti-Dumping and Countervailing Duties on Certain Products From China*, WT/DS379/R, adopted 22 October 2010, para. 10. 165.

41) *Ibid.*, paras. 10. 185 and 10. 189.

42) *Ibid.*, para. 10. 186.

43) *Ibid.*, para. 10. 189.

44) 本件の概要に関しては、阿部克則「カナダ——再生可能エネルギー発電分野に関する措置事件申立国：日本 (DS412)；EU (DS426) 被申立国：カナダ」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』（経済産業省、2013 年度）、S. Shadikhodjaev, “First WTO Judicial Review of Climate Change Subsidy Issues”, *American Journal of International Law*, Vol. 107 (2013) を参照。

払いを受けることができた。当該固定価格買取制度は、オンタリオ州に所在する再生可能エネルギー発電者に利用可能であったが、発電施設の建設にあたっては、「現地調達の最低要求レベル (Minimum Required Domestic Content Level)」を満たしていなくてはならなかった。本件において、パネルは、問題とされる政府の措置を SCM 協定第 1 条 1 項(a)(1)(iii)の意味での公的機関による「物品の購入」とであると認定し、上級委員会によって支持された<sup>45)</sup>が、申立て国は、この措置が同協定第 3 条 1 項(b)によって禁止される補助金であることを立証するために、まずはこの措置が補助金の定義に合致することを示す必要があった。このような文脈において、当該固定価格買取制度によって同協定第 1 条 1 項(b)の意味での利益がもたらされたかという問題が生じた。

この点、カナダ政府自身が認めるように、オンタリオ州における固定価格買取制度の目的の一つは「他の方法では存在しなかったであろう再生可能エネルギー発電施設の建設を奨励すること」<sup>46)</sup>にあった。したがって、*Canada-Aircraft* 事件で上級委員会が示した「資金面での貢献はその受け手を、市場に対して、それが存在しなかった場合と比較してより優位にする」ときに利益が存在するという基準に照らせば、容易に利益が認定された事件にも思える。実際に、当該固定価格買取制度は、オンタリオにおける電力卸売市場 (wholesale electricity market) が誘引することのできない再生可能エネルギー発電への投資を促進することにあるから、当該制度に「固有の性質」が利益の存在を示していると EU は主張した。EU の主張の中で想定されている比較の基準はオンタリオ州におけるすべての源からの電力の卸売市場における取引価格であるが、本件における上級委員会は市場の定義の問題をより踏み込んで検討し、異なる比較の基準を採用した。以下ではこの決定に至るまでの上級委員会の推論の過程を、本件におけるパネルの判断を参照しつつ、追うこととする。

---

45) Appellate Body Report, *Canada-Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector/Canada-Measures Relating to the Feed-In Tariff Program*, WT/DS 412/AB/R, WT/DS426/AB/R, adopted 6 May 2013, para. 5. 128.

46) Panel Report, *Canada-Certain Measures Affecting the Renewable Energy Generation Sector/Canada-Measures Relating to the Feed-In Tariff Program*, WT/DS412/R, WT/DS426/R, adopted 19 December 2012, para. 7. 277.

本件におけるパネルは、*US-Softwood Lumber IV* 事件の上級委員会の判断を引用し、SCM協定第14条(d)の下で比較のための基礎となる「市場」は経済理論の意味での「完全に競争的な」ものである必要はないが、そこでは実効的な競争が存在しなくてはならないと解釈した<sup>47)</sup>。そして「オンタリオ州に現存する電力卸売市場は、実効的な競争が存在する市場ではない<sup>48)</sup>として、その比較のための基礎としての適格性を否定した<sup>49)</sup>。申立国によって提示されたオンタリオ州外における代替的な比較の基準も、オンタリオ州の需給状況の特殊性に照らして、また、それら自体が実効的な競争の結果を反映しないことより、不適切であると判断された<sup>50)</sup>。同時に、パネルは、再生可能エネルギーを奨励するという当該固定価格取引制度の趣旨に照らし、関連する比較のための基礎は、すべてのエネルギー源から生じる電力の卸売市場ではなく、風力および太陽光発電から得られる電力の市場であるとするカナダの主張も退けた。それは、消費者はその発生技術に基づいて電力を区別するということはなく、また、どのように発生されるかによって電力の物理的特質が変わることもないという理由からだった<sup>51)</sup>。

他方で、上級委員会は本件において、関連市場を定義することから分析を開始した<sup>52)</sup>。上級委員会によれば、関連市場の定義に関して、パネルは需要者側の要因を検討するのみで供給者側の要因<sup>53)</sup>を検討しなかった。上級委員会は、供

---

47) *Ibid.*, para. 7. 275.

48) *Ibid.*, para. 7. 308.

49) 本件パネルによると、「オンタリオ州の電力卸売市場は、オンタリオ州政府による安全で信頼のできる、かつ長期にわたる電力の持続的供給を確保するために必要な供給構成 (supply mix)、ならびに、いかにして費用を回収するかに関する決定および規制によってほとんどすべての面において定義される電力システムの一部」といえる。*Ibid.*

50) *Ibid.*, para. 7. 310.

51) *Ibid.*, para. 7. 318.

52) 関連市場の定義は、SCM協定第1条1項(b)の下での利益分析にとって、中心的かつ必要不可欠なものである。パネルは本件において、関連市場に関する当事国の見解の違いに留意しつつも、それについて明確な立場をとらずに、申立国が主張する比較の基準の検討に進んだ点が上級委員会によって問題とされた。Appellate Body Report, *Canada-Renewable Energy/Feed-in Tariff Program*, *supra* note 45, para. 5. 169.

53) 上級委員会は、「供給者がある製品から他の製品へ短期間で限定的な費用で生産を移すことができるか、それともそのために非常に高い費用を要するかに関する証拠はまた、ふたつの製品が単一の市場にあるか否かという問題に関連する」という過去の *EC-Large Civil Aircraft* 事件における判断を参照した。*Ibid.*, para. 5. 171.

給者側の要因から、費用構造、運営費用およびその性質の違いのために、風力および太陽光発電の事業者は他の電力生産者と競争することができないということを通じ、「多様な発電源からの電力が混合されるという状況では、従来の電力と再生可能エネルギーからの電力との間の費用の違いが大きい限りは、風力および太陽光発電からの電力市場は政府の規制の結果としてのみ生じる」<sup>54)</sup>とした。また、この文脈で、風力および太陽光発電からの電力市場を生み出すのは、しばしば電力発生技術間での政府による供給構造の選択であるとされた<sup>55)</sup>。そして、上級委員会は「政府による特定の供給構造の定義は、それ自体では、SCM協定第1条1項(b)の意味における利益をもたらすものとみなすことはできない」<sup>56)</sup>とした。

続いて、上級委員会はより一般的な形で、次のように述べ、政府による市場の創出と既存の市場への介入に対するアプローチの仕方の違いを示した。すなわち、「その他の方法では存在しえないであろう市場を創出する政府介入と、他方で、その他の既に存在する市場における特定の者を支援するための介入、またはそこにおける市場歪曲を是正するための介入は区別されるべきである。政府が市場を創出する場合には、その介入が市場を歪曲するとはいえない。なぜなら、市場は、政府がそれを創出しなかったならば、存在しないからである。政府による市場の創出は、それ自体では、SCM協定の意味における補助金を生じないが、既存の市場への政府介入は、資金面での貢献または所得もしくは価格支持という形をとり、かつ特定の企業または産業に利益をもたらすならば、補助金に該当する」<sup>57)</sup>。このような理解にしたがい、上級委員会は本件に関し、風力および太陽光発電からの電力に関する利益の存在認定のための比較の基準は、供給構造の定義から生じる風力および太陽光発電市場の中に見出されるべきであると結論した<sup>58)59)</sup>。

上級委員会は本件において、利益の存在認定のための比較基準は、第一に、オ

---

54) *Ibid.*, para. 5. 175.

55) *Ibid.*

56) *Ibid.*

57) *Ibid.*, para. 5. 188.

58) *Ibid.*, para. 5. 190.

ンタリオ州内の風力および太陽光発電による電力市場における競争的価格に求められるとしたが、これが適切 (suitable) でない場合には、オンタリオ州外の適切な比較の基準または代用 (proxy) の基準を考慮することができるとした<sup>60)</sup>。具体的には、固定価格買取制度の下で政府によって管理された価格が設定された方法に関する分析が、当該価格が妥当な価格よりも多い額の対価といえるか否かに関する証拠を提供しようとされた<sup>61)</sup>。当該方法に関する情報が存在しないか、または、管理価格が市場によって生み出されるであろうものを反映するかどうか決定するために当該方法が有用でない場合には、次の二つの比較の基準に依拠できる可能性を上級委員会は示した。それらは、提供が行われる国もしくはその他の国における同じ製品の管理価格、または競争入札などを通じて設定される価格である<sup>62)</sup>。

上の解釈を本件に適用し、パネルによる十分な事実認定および争いのない事実が存在しないため、上級委員会は法的分析を完遂できないと述べた。したがって、問題とされている措置がSCM協定第1条1項(b)の意味における利益を提供するか否か、および同協定第3条1項(b)、第3条2項で禁止される補助金に該当するか否かについて決定できないと結論された<sup>63)</sup>。

#### IV パネルおよび上級委員会による協定解釈および適用の意義

SCM協定上、資金面での貢献に該当する政府のある措置が、その受け手を「より優位に」し、利益をもたらすことで、補助金の定義に該当することとなるかを決定するためには、比較の基準を何に求めるかが重要となる。SCM協定の第1条1項(b)の文言からはそれは明確にならないが、その解釈のための文脈を提

---

59) 上級委員会によれば、社会的費用と便益を内部化する政府介入が、市場における幅広い基準 (parameters) を定義することに限定されるならば、私的行為者がその基準にしたがひ、商業的考慮に基づいて活動する十分な余地は残される。Ibid., para. 189.

60) Ibid., para. 5. 227.

61) Ibid., para. 5. 228.

62) Ibid.

63) Ibid., para. 5. 246.

供する同協定第 14 条は、明確にまたは黙示的に「市場」における取引を比較の基準と定めている。しかし、問題はこれによって解決されることはなく、個々の紛争において、比較のための基礎となる「市場」をどこに求めるか、そもそも同協定第 14 条に示唆される「市場」とはどのような性格のものが争われてきた。

Zheng は、*US-Softwood Lumber IV* 事件における上級委員会の判断から、SCM 協定上利益の存在の認定に用いられる比較のための基礎は、歪曲の存在しない「完全」市場であると主張する。それは、本件において、同協定第 14 条(d)の下で国内の私的市場価格が比較の基準として考慮されることは排除されないものの、それが政府の市場における支配的な地位のために歪曲されていると認定される限りで、考慮されないことが認められたからである<sup>64)</sup>。同号の下で市場が歪曲されているか否かを判断するための指標となりうるのが、政府が市場において価格を規制しているかどうか、および政府が問題となっている物品の提供者として支配的な役割を果たしているかどうかということであり、これらの指標はドーハ・ラウンドにおける議長テキスト案にも反映されている<sup>65)</sup>。しかし、最近の *US-Countervailing Measures (China)* 事件におけるパネルの判断によると、これらは包括的なリストではない<sup>66)</sup>。

他方で、パネルおよび上級委員会は、支援措置を実施する国における問題の市場が歪曲されていると考えられる際に、同等性が確保されることを条件として、他国の市場における取引を比較の基準として用いることを認めてきた。一方で、対抗措置をとる国に対し歪曲の認定に関する裁量が広く認められ、他方で、異なる市場間の同等性を確保することが実際には非常に困難であるという事実は、利益の存在認定およびそれに基づく措置が国家の特定の分野における比較優位を相殺するように行われうるということの意味している。例えば、他国のある産品に関する市場価格は、支援措置を実施している国における同じ産品の市場価格より高いということがありえるが、これは後者の国が当該産品の生産に関して比較優

---

64) Zheng, *supra* note 12, p. 27.

65) Negotiating Group on Rules, New Draft Consolidated Chair Text of the AD and SCM Agreement (TN/RL/W/236, 19 December, 2008).

66) Panel Report, *United States-Countervailing Measures on Certain Products from China*, WT/DS437/R, adopted 14 July 2014, para. 7. 192.

位を有しているからといえる場合もあるだろう。このときに、より高い他国の価格が比較の基準として用いられれば、比較優位の結果として実現された低価格も政府の支援による利益とみなされうる。もし他国の価格が国家間の比較優位の違いを考慮して調整されなければ、その利用は誤った補助金の認定につながる可能性がある<sup>67)</sup>。

上級委員会は *US-Softwood Lumber IV* 事件において、「相殺措置はある産品に与えられた補助金を相殺する目的だけのために、それが同種の産品を生産する国内産業に損害を与えることを条件として、利用することができる。それらは国家間の比較優位の違いを相殺するために利用されてはならない」<sup>68)</sup>と述べた。しかし、Coppens の指摘するように、比較優位は補助金によって生み出されるということが十分にある<sup>69)</sup>ことを考えると、「補助金を相殺すること」と「比較優位の違いを相殺すること」との間の線引きは困難であると思われる。

この点、*Canada-Renewable Energy/Feed-in Tariff Program* 事件において上級委員会が与えた判断は、産業支援策の実施において国家により多くの政策裁量を認めうるものと理解することができる。本件は、問題とされた政府の措置が存在しなかったならば、風力発電事業者および太陽光発電事業者は電力の提供につき対価を得られないであろうことが明白であり、利益の存在が容易に認められると合理的に推測できるケースであったと思われる。しかし、本件で上級委員会は、政府によって定義されたエネルギー供給構造を所与のものとして、問題とされた固定価格買取制度による利益の存在認定のための比較の基準は第一に、当該供給構造を構成する個々の電力市場における競争的価格に求められるとし、そのための判断材料が存在しないことを理由に、利益の存在に関する分析を完遂しなかった。このこととの関係で特に注目すべき点は、供給構造の決定が「市場の創出」と類推され、この行為自体は SCM 協定第 1 条 1 項(b)の意味での利益をもたらすものとはみなされないとされたことである。その他の点では、上級委員会は、政

---

67) D. Coppens, *WTO Disciplines on Subsidies and Countervailing Measures: Balancing Policy Space and Legal Constraints* (Cambridge University Press, 2014), p. 71.

68) Appellate Body Report, *US-Softwood Lumber IV*, *supra* note 17, para. 109.

69) Coppens, *supra* note 67, p. 71.

府の介入から自由な「完全」市場における取引を、比較の基準として、本件においても従来と同様に適用したであろうと思われる。

SCM 協定の下での利益の存在要件は、資金面での貢献の要件とともに、補助金の定義にかかわるものであり、同協定の規律が貿易を歪曲する措置に及ぶか否かを決定するための重要な敷居の機能を持っている。そのために、上級委員会が採用した「市場の創出」という概念に対しては、その曖昧さから、様々な疑問や批判が寄せられてきた。例えば、Coppens は新しい市場を創出することと既存の市場における歪曲を是正することとの間の区別は困難であるという本質的問題を提起し<sup>70)</sup>、その他の論者も、いくつかの技術的な指摘<sup>71)</sup>を行ってきた。他方で、*Canada-Renewable Energy/Feed-in Tariff Program* 事件で問題とされた固定価格買取制度の根底にあるような人間の健康や環境保全といった正統な政策目的は、政府による「市場の創出」に動機づけを与えるだろうが、「市場の創出」という状況の認定のための必要条件でも十分条件でないことは明らかであるといえる。本件で上級委員会は、「正統な政策的考慮を利益の決定において取り入れることは、SCM 協定第 1 条 1 項(b)に合致しない」<sup>72)</sup>ことに留意している。また、「従来の電力と再生可能エネルギーからの電力との間の費用の違いが大きい限りは、風力および太陽光発電からの電力市場は政府の規制の結果としてのみ生じ

---

70) Coppens は、上級委員会の判断から理解できることは次のことがすべてであるとする。すなわち、「消費者によって代替可能とみなされる二つの産品 (A と B) は、もし A がその生産費用の高さゆえに B と競争できないならば、2つの異なる市場に属することになる。したがって、A を B と競争できるようにするための資金面での貢献は、『既存の』市場における支援とはみなされずに、別個の市場を『創出する』ものとみなされるだろう。」Coppens, *supra* note 67, p. 81.

71) 例えば、Shadikhodjaev は、市場の成熟度をいかにはかるかに関する問題を提起している。具体的には、同様の目的を有した過去のまたは同時のプログラムが存在するという事実がある場合に、これは市場の確立に関する判断に影響を与えるか、問題となっているプログラムの期間などの時間的要素は関連性を有するか、などの疑問が提起されている。Shadikhodjaev, *supra* note 44, p. 877. また、阿部教授は、独占事業者がある種の物品の供給を独占して市場メカニズムが機能していなかった場合に、政府が介入して競争的な環境を整えた場合は「政府が市場を創出した」といえるかという問題を提起している。安部、前掲注 44)、9 頁。

72) Appellate Body Report, *Canada-Renewable Energy/Feed-in Tariff Program*, *supra* note 45, para. 5. 185.

る]<sup>73)</sup>という上級委員会の判断からは、従来の電力と再生可能エネルギーからの電力の生産費用の差が小さくなるにつれて、「市場の創出」という概念によって政府の措置が利益の存在認定を免れる可能性も小さくなると考えられる。両者の費用の差がなくなれば、それらは同じ市場で競争するものとみなされ、いかなる目的をもっていようと、市場よりも有利な条件で資金面での貢献を行うことは、利益をもたらす補助金とみなされるだろう。

## V おわりに

本研究ノートでは、補助金の定義、特に利益要件に関するパネルおよび上級委員会の判断を検討することを通じて、すべての政府による支援措置が当然に補助金に該当し、SCM協定の規律を受けるわけではないということを明らかにした。特に、「市場の創出」にかかる措置は利益をもたらすものとみなされず、それ以外の措置で補助金の定義に合致するものであっても、禁止される補助金に該当せず、かつ一般的に実施され、他国に悪影響を与えないかぎりに対抗的な措置を受けない。この点で、同協定は支援措置を実施する政府の政策的裁量を広く認めるものであるといえる。

Condon は、公益のための規制 (“public interest regulation”) を国際協定の規律から「救う (save)」ための方法としては、第一に、協定全体が問題とされる措置に適用されないと判断すること、第二に、問題となる措置が協定の義務の適用範囲外にあると判断すること、第三に、関連する協定中の義務が違反されていないと判断すること、最後に、例外規定の下で義務違反を正当化すること、があると整理する。これらのいずれが実際に用いられるかは、問題となる協定の構造による。Condon によると、SCM協定はその中に規定される義務の適用範囲を制限する余地をほとんど与えず、かつ (GATT に含まれているような) 一般的例外規定も有していない。この見解にしたがうと、SCM協定の下で公益のための規制裁量を保護する唯一の方法は、同協定全体の一般的適用範囲を制限するこ

---

73) *Ibid.*, para. 5. 175.

とである。Condon は、*Canada-Renewable Energy/Feed-in Tariff Program* 事件における上級委員会の判断を、このような方法を提供するものと考えようである。そして彼は、環境保護のための措置が SCM 協定違反の判断を受けないためには、一般的環境例外の不在という状況にあって、利益分析の役割が重要となると述べる<sup>74)</sup>。

しかし、*Canada-Renewable Energy/Feed-in Tariff Program* 事件で、上級委員会は、「市場の創出」概念の適用において、正統な政策的考慮は関連性を有しないとしたことに加え、輸出補助金<sup>75)</sup>の認定との関係では、そもそも利益の存在に関する分析が回避される可能性があることに留意する必要がある。本研究ノートの本論においては扱わなかった点だが、ある措置を SCM 協定第 3 条 1 項(a)の意味での禁止される輸出補助金として争うためには、当該措置が同協定第 1 条に規定される定義に合致すること、つまり資金面での貢献および利益を伴うことを必ずしも証明する必要はない。政府の措置は、SCM 協定の附属書 1 に規定される輸出補助金の例示表に含まれるいずれかの措置に合致するときには、そのことより、禁止される補助金とみなされる。したがって、WTO 加盟国は、他の加盟国政府のある措置を、附属書 1 を通じて輸出補助金として争う場合には、利益の存在の認定を回避できる<sup>76)</sup>。このことは、附属書 1 に規定される措置が、貿易歪曲効果を有するとの推定を受けることによるが、同時に、上級委員会の示し

74) B. J. Condon, "Treaty Structure and Public Interest Regulation in International Economic Law", *Journal of International Economic Law*, Vol. 17, No. 2 (2014), pp. 333-353.

75) 輸出することに基づいて交付される補助金は、SCM 協定第 3 条 1 項(a)の下で、他国に悪影響を与えるか否かを問わず、禁止されるが、そのような特別な扱いに関しては疑問の声も多い。輸出補助金は「経験財 (experience goods)」の市場を拡大し、海外の消費者に輸出企業の製品の質を知らしめる効果があることから、その経済効率性を一般的に認める学説が存在する。K. Bagwell, and R. W. Staiger, "The Role of Export Subsidies When Product Quality is Unknown", *Journal of International Economics*, Vol. 27 (1989), p. 69. また、産業政策論の観点から、輸出補助金が東アジア諸国の経済発展に貢献した事実を照らし、その禁止が途上国の経済発展に与える悪影響を問題視する考え方もある。D. Rodrik, *One Economics-Many Recipes: Globalization, Institutions, and Economic Growth* (Princeton University Press, 2007), p. 106 and 149.

76) WTO 加盟国はまた、他の加盟国の措置を輸出補助金として争う場合には、それが SCM 協定第 1 条の補助金の定義に合致し、第 3 条 1 項(a)の意味での輸出条件性を有していることを証明するという途を選択することもできる。

た「市場の創出」概念が、輸出補助金の認定に関しては、限定的な有効性しか持たない場合もあり得ることを示している。

それでは、例えば、ある WTO 加盟国が自国の生産者による環境物品（例えば、ソーラーパネルなど）を輸出することを促進するために、市場におけるよりも低い利率で輸出信用を提供し、当該措置が SCM 協定附属書 1 の輸出補助金の例示表上、禁止される輸出補助金に該当するとして争われる場合、当該措置はどのように正当化可能であろうか。SCM 協定の中に正当化根拠を見出すことは困難に思われる。したがって、Condon の重視する SCM 協定の下での利益分析を通じた一般的適用範囲の制限という可能性にかかわらず、GATT に規定されるような一般的例外を通じた正当化の可能性を論じる意義は、*Canada-Renewable Energy/Feed-in Tariff Program* 事件の後も、依然として大きいと考える。また、上のような措置が WTO 加盟国内の行政手続き、つまり、アンチ・ダンピング調査や相殺関税調査などで争われる場合には、公益要件<sup>77)</sup>の適用を通じて、対抗的措置を免除される可能性も、小さいにせよ、全く否定はできないだろう。これらの可能性については、また別の機会に改めて論じることとしたい。

77) いくつかのWTO締約国は、関連協定の実施法令の中で、貿易救済措置の実施が公益の要求に適うものとなるよう、実体的および手続的規定を整えている。特にECは、WTOアンチ・ダンピング協定を実施するための規則を定め、暫定課税、確定課税および課税の延長の決定という局面において、ダンピング、損害、およびそれらの間の因果関係に加え、当該決定が「共同体の利益」に合致するか否かを別途分析することを義務づけた。そして、調査対象産品の産業上の利用者や一般消費者を含む、関係当事者の「共同体の利益」決定に係る手続的権利が、この中に特別に規定されている。ECアンチ・ダンピング手続における「共同体の利益」要件運用の詳細に関しては、拙稿「アンチ・ダンピング税の賦課と公益：ECアンチ・ダンピング規則の執行における消費者の利益の位置に焦点を当てて」『一橋法学』第9巻3号（2010年）を参照。同様に、ECはSCM協定第19条2項の下で認められる裁量を行使し、その実施立法の中で「共同体の利益」要件を規定した。しかし現時点において、筆者の知る限り、補助金が環境に及ぼす正の利益が相殺関税の賦課によって共同体産業の損害を相殺することの利益を上回るとして、手続が終了された事例は存在しない。中国からの太陽電池モジュールおよびその主要な構成材に対する最近の相殺関税調査手続においては、ある当事者から、これらの産品に対する課税が、ヨーロッパにおける太陽電池市場の発達を妨げ、その結果、再生可能エネルギーおよび温室効果ガス削減に関するEUアジェンダ2020の目標は達成されないだろうとの意見が表明された。これに対して、欧州理事会は、アジェンダ2020の目標達成は太陽エネルギーのみに依拠しているわけではないことや、価格はEUにおける太陽電池市場の発展にとって重要な要素の一つにすぎないこと、同様に法的・財政的枠組みや融資へのアクセス改善、およびR & Dへの投資が重要であること、課税が欧州産業の立場を強くし資本市場へのアクセスを容易にすることなどに依拠し、対象産品への課税に反対する「強力な (compelling)」理由はないとした。Council Implementing Regulation (EU) No 1239/2013 of 2 December 2013 imposing a definitive countervailing duty on imports of crystalline silicon photovoltaic modules and key components (i. e. cells) originating in or consigned from the People's Republic of China, 2013 O. J. (L325), paras. 829-833.